

四国豆腐連合会プラス C 会員規約

（目的）

第1条 この規約は、四国豆腐連合会プラス C 会則第5条第2項の規定に基づき、本会会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

（正会員）

第2条 香川県、徳島県、愛媛県、高知県、鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県のいずれかに主たる事務所を置き、かつ、豆腐油揚げ類製造業（製造卸売業、製造小売業を含む）を主たる業とする法人であって、本会の目的、事業に賛同する法人は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

2. 正会員である法人の代表者及び代表者から委嘱された同一法人に所属する従業員は、本会の理事及び監事に選任される資格を有する。

（準会員）

第3条 前条第1項に規定する法人以外の法人であって、本会の目的、事業に賛同する法人は、理事会の承認を得て準会員となることができる。

2. 準会員である法人の代表者及び代表者から委嘱された同一法人に所属する従業員は、本会の監事に選任される資格を有する。ただし、理事会の承認を得た場合においてのみ、理事に選任される資格が与えられる。

（個人会員）

第4条 本会の目的、事業に賛同する個人は、理事会の承認を得て個人会員となることができる。

2. 原則として、個人会員は、役員資格を有さない。ただし、理事会の承認を得た場合においてのみ、監事に選任される資格が与えられる。

（議決権）

第5条 すべての会員は、総会において同等に議決権を有する。

（入会手続）

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（年会費）

第7条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2. 年会費の金額は、別に定める会費規定による。

（会員の特典）

第8条 会員は、次の特典を享受することができる。

- （1） 本会が主催する活動（品評会、研修会、PRイベント等）に参加することができる。
- （2） 本会ホームページに会員のPR等の情報を掲載することができる。
- （3） 本会を通じて、間接的に一般財団法人全国豆腐連合会（以下「全豆連」という。）の会員となることができる。
- （4） 全豆連が刊行する会報誌及び各種情報の提供を受けることができる。
- （5） その他、全豆連会員とほぼ同等の特典を受けることができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名とすることができる。

- (1) 違法行為又は著しく公序良俗に反する行為を行うなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 暴力団等反社会的勢力と密接な関係にあることが明らかであると認められるとき
- (3) 正当な理由がなく、1年以上にわたって会費を滞納したとき

2. 理事会は、会員の除名を審議する場合において、予め審議する日時、場所、審議内容について、当該会員に書面で通知を行うとともに、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも本会を退会することができる。

2. 前項の場合、既に本会へ納付済の会費は、いかなる場合もこれを返還しない。

(規約の変更)

第11条 本規約の変更、改廃には、総会の決議を要する。

(補則)

第12条 本規約に定めのない事柄については、事務局が代表理事の承認を経て処理する。

平成26年10月1日 制定

平成28年6月29日 改定

令和6年11月9日 改定